

## 総長顧問に関する申合せ

平成21年4月1日  
総長 裁定

- 第1 本学の業務に関して、総長が国際的あるいは社会的な見地から助言及び支援を求めるため、総長顧問を置くことができる。
- 第2 総長顧問は総長が指名し、役員懇談会に報告するものとする。
- 第3 総長顧問を置く期間は、総長の在任期間を超えないものとする。
- 第4 この申合せによりがたい場合は、別途その取扱いを定める。

### 附 則

この申合せは、平成21年4月1日から実施する。